

草加八潮消防組合告示第13号

はしご付消防自動車（38m級）寄贈公告

はしご付消防自動車（38m級）について、次のとおり寄贈するので公告する。

平成30年5月7日

草加八潮消防組合管理者 田 中 和 明

1 寄贈車両

はしご付消防自動車（38m級） 1台
初度登録年月 平成10年2月

2 寄贈対象団体等

営利を目的とせず、寄贈した車両を適正に有効活用できる団体等とする。

3 寄贈価格

無償とする。

4 寄贈時期

はしご付消防自動車（38m級）の寄贈車両については、一時抹消登録が完了しているため、寄贈団体決定通知後速やかな時期とする。

5 寄贈条件

(1) 寄贈車両を転売しないこと。

(2) 使用場所等

ア 国内で使用する場合

① 特別な場合を除き、赤色回転灯・サイレン・無線機等を取外し、車両各部に記された、草加八潮消防組合が所有者であったことが判明する文字等を消去後寄贈する。

② 自動車検査証等の関係書類は譲渡しない。

③ 走行不可

ただし、Nox・Pm法に抵触しない地域の地方公共団体に寄贈する場合については、この限りではない。

④ 部品のみで使用しないこと。

⑤ 公園等で遊具として使用する場合は自走不能にし、特に安全に配慮して設置すること。

⑥ 自動車として使用する場合の所有者及び使用者は、地方公共団体とする。

⑦ 公園等で遊具として使用する場合の所有者は、地方公共団体とする。

イ 国外で使用する場合

① 無線機等を取外し、車両各部に記された、草加八潮消防組合が所有者であったことが判明する文字等を消去後寄贈する。

② 部品のみで使用しないこと。

③ 使用者は公共団体等とする。

(3) 全ての費用（整備費、陸送費、輸送費、人件費等）を寄贈対象団体等が負担すること。

(4) 寄贈車両において発生した事故等について、当消防組合は一切責任を負わない。

- (5) 国内で使用する場合は3カ月、国外で使用する場合は1年以内に、使用状況等を報告すること。
- (6) 今回の寄贈車両は、国際貢献において開発途上国での消防力の充実強化に利活用することを希望する団体等を優先とする。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた団体等へは寄贈しない。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体等へは寄贈しない。
- (9) 寄贈申し込み時において、必要書類等がすべて揃っていること。

6 寄贈対象団体等の決定方法

- (1) 草加市、八潮市両市内の団体等から複数の申込みがあった場合は、申込み団体等代表者立会いのもと公開抽選を行い、寄贈対象団体等を決定します。
- (2) 草加市、八潮市両市内・市外の団体等から複数の申込みがあった場合は、草加市、八潮市両市内団体等を優先して申込み団体代表者立会いのもと公開抽選を行い、寄贈対象団体等を決定します。

7 はしご付消防自動車（38m級）寄贈申込書の受付期間

平成30年5月28日（月）から平成30年6月4日（月）まで
（土・日、祝日を除く。）
午前8時30分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

8 申込み方法

- ※ はしご付消防自動車（38m）寄贈申込書及び添付書類を、次の提出先へ持参して申し込んでください。（郵送、電話、ファックス、インターネットによる申し込みは受付いたしません。）
- ※ はしご付消防自動車（38m級）寄贈申込書は、草加八潮消防組合草加消防署、各分署所、八潮消防署受付等に設置しています。

[提出先]

草加市神明二丁目2番2号 草加八潮消防組合 草加消防署管理課

9 問合わせ先

草加市神明二丁目2番2号
草加八潮消防組合草加消防署管理課
電話番号048-924-2116（管理課直通）